



2018年10月4日

各 位

会 社 名 ナ ガ イ レ ー ベ ン 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 澤 登 一 郎  
(コード番号 7447 東証第一部)  
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 徳 江 健  
(TEL. 03-5289-8200)

役員退職慰労金制度廃止  
及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2018年10月4日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、その一環として役員退職慰労金制度を廃止し、同時に譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2018年11月22日開催予定の当社第69期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度廃止について

(1) 制度廃止の理由

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）を対象とした役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。

(2) 制度廃止日

本株主総会終結の時をもって廃止することといたします。

(3) 関連付議事項

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、本株主総会終結後も引き続き在任する対象取締役に對し、制度廃止までの在任期間に對應する役員退職慰労金を打ち切り支給することとし、また、これまでの当社の発展への功勞に對し、当社が定める一定の基準に従い功勞金を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、支給時期につきましては、各対象取締役の退任時とする予定です。なお、支給の対象となる役員に、社外取締役は含まれておりません。

(4) 業績に与える影響

所定の基準に基づく支給額は、役員退職慰労金引当金として計上しておりますが、功勞金の見込み額81百万円につきましては、当期の販売費及び一般管理費として計上いたします。

2. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、対象取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、現行の役員退職慰労金制度に替えて、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に對して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報

酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2016年11月25日開催の当社第67期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の範囲内にて、対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等としての金銭報酬債権を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

### 3. 本制度の概要

#### (1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

#### (2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数20,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

#### (3) 譲渡制限付株式割当契約

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役の地位を退任する日までの期間、譲渡又は担保権の設定その他の処分行為をしてはならないこと、また、譲渡制限付株式の交付日以降、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由によらず当社の取締役の地位を退任した場合には、当社が当該譲渡制限付株式を無償取得すること等をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結する。

以 上